

## 条例案に対する意見等への対応について

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

| NO | 区分     | 章                  | 意見の内容   | 対応案   |
|----|--------|--------------------|---|---|
| 1  | A      | 章名<br>(用語の<br>使い方) | 「命」「生命」「身」を「生命」に統一するとあるが、「身」は「生命」より広い意味があるのではないかと。特に章名などで使う必要がある場所もあるのではないかと。「身」が口語であれば、「身体」という言葉でどうか。                                | 個別の項目において、「身体」と記載したほうがいいものについては、「生命」と並べて「身体」と記載している。章名は短くまとめる必要があるため、最も重要な「生命」のみを記載することとしたい。  |
| 2  | A      | 全体<br>(用語の<br>使い方) | 「ものとする」という方向性を示す語尾とあるが、「ものとする」は英語でいうとshallで、法令用語として方向性を示す言葉ではない(通常、「義務はあるが、ただちに罰則はない」という場合に「ものとする」を使う)。→「取り扱わなければいけません。」の方がいいのではないかと。 | 法令のルールとして、「するものとする」は、「しなければならない」よりは義務付けの感じが弱く、ある原則なり方針なりを示すという場合に用いることになっているため、このままの表現としたい。<br><br>(該当箇所 第28条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第39条)  |
| 3  | B      | 全体<br>(対象の<br>地震)  | 南海地震の法令上の定義があるのではないかと。  | ※<br>第2条に次の定義を追加したい。<br>(1) 南海地震 紀伊半島の南側の海域から土佐湾までの地域及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいいます。<br><東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条の「東南海・南海地震」の定義を参考に作成><br><br>このことにより、第2条で定義した「南海地震」に、第3条第1号で「地震」と略称を置くことになり、略称の使い方としての適正を欠くものとなるため、当該略称を置かないこととしたい。併せて、各条で規定されている「地震」を「南海地震」(ただし、次の場合に限っては「地震」と規定)したい。<br><br>○「地震」と規定する場合<br>・地震の直後であって南海地震と判断できない段階での行動等に関連して使う場合(第8条第1項及び第2項の「地震の揺れを感じたときは」、第14条第1項の「地震の強い揺れを長い時間感じたときは」)<br>・主たる目的が南海地震に特定していない場合(第8条第1項及び第2項の「地震の揺れの予報を知ったときは」)<br>・明らかに南海地震以外の地震も含んでさす場合(第6条第3項の「地震に関する調査、情報収集」、第43条の「あらゆる地震による災害」) |
| 4  | A<br>B | 全体<br>(対象の<br>地震)  | ・南海地震の発生後の対応について、他の地震のときも適用させるよう規定を設けることとするのか。<br><br>・前文に南海地震以外の地震について触れると、どこかいびつになる。その他の地震については、規定しなくても、常識の範囲で、読み込めるのではないかと。        | ※<br>南海地震以外の地震についても、この条例の規定によって、対応や行動を行う必要があることから、次の条を追加するとともに、前文の当該箇所を削除したい。<br><br>「第11章 雑則<br>(この条例の規定の解釈)<br>第43条 この条例の規定は、南海地震のみならず、あらゆる地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るという趣旨において解釈され、及び運用されなければいけません。」  |

## 条例案に対する意見等への対応について

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

| NO | 区分 | 章                  | 意見の内容  | 対応案  |
|----|----|--------------------|--|--|
| 5  | A  | 全体                 | <p>・事前の備えを進めても、南海地震のような大規模な災害では、死者がゼロになるということはない。死という現実を直視することが、命の尊さや生きるためにどうすべきかを考えることに繋がることから、このことを条例で、規定できないか。</p> <p>・死のことを考えてもらうことは、大切なことであるが、条例では、トリアージの表現が限界ではないか。むしろ、前文で、県民の命を守る意気込みを入れたほうが良いのではないか。</p> | <p>※<br/>亡くなる方を出さないための条例を制定するという趣旨から、生きる側から規定することが適当と思われるため、前文の最終段落を、次のとおり、命を守ることの宣言を込めたものに修正したい。（その他の修正については、資料1-2のとおり）</p> <p>「ここに、私たちは、力を合わせて南海地震への備えを早急に進め、南海地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定します。」</p> |
| 6  | A  | 題名                 | <p>条例の名称は、長くなり、また語呂が良くない。どこで切ってどうかかっているのか分からない。</p>  | <p>題名は、条文を正しく反映する必要があるため、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」が適当と考えるが、なお、引き続き、多方面の意見を聴きながら検討していく。</p>  |
| 7  | B  | 前文<br>第2段落         | <p>「高知県ゆかりの寺田寅彦が残した」を「高知県出身の物理学者・文学者である寺田寅彦博士が残した」と修正してはどうか。</p>   | <p>※<br/>寺田寅彦の出生地は東京であること、名前が通っている人には敬称をつけないこと等から、「高知縣をふるさととする物理学者・文学者である寺田寅彦が残した「天災は忘れられたる頃来る」という警句にあるように」と修正したい。</p> <p>ふるさと（岩波国語辞典）：その人に、古くからゆかりの深い所。生まれ（育つ）た土地や以前に住み、またはなじんでいた場所。</p>  |
| 8  | B  | 第2条<br>(自主防災組織の定義) | <p>災害対策基本法第5条第2項に記載されている自主防災組織の定義と同じならば、同項の引用をすべきではないか。</p>  | <p>※<br/>自主防災組織の定義を次のように修正したい。</p> <p>「(4) 自主防災組織 災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織であって、災害から自分たちの地域は自分たちで守るとする住民の自覚及び連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。」</p>   |
| 9  | A  | 第4条<br>第2項         | <p>「行動に移される」とあるが、受動体としても謙譲語としてもおかしい。「行動に移す」の方がいいのではないか。</p>  | <p>※<br/>「自助の取組が行動に移されるように」を「自助の取組を行動に移すように」と修正したい。</p>  |
| 10 | A  | 第8条                | <p>緊急地震速報に関して、「情報を入力したときは」と規定しているが、地震の揺れが来ることの情報が入る場所に入るだけでなく、認識される必要があるのではないか。</p>  | <p>※<br/>「地震の揺れが来ることの情報を入力したとき」を「地震の揺れの予報を知ったとき」と修正したい。</p> <p>なお、緊急地震速報の提供に対応して、現在開催中の国会で気象業務法の一部改正が予定されており、この法改正に伴い整備される一連の法令の文言を踏まえて、表現を再整理する。</p>  |

## 条例案に対する意見等への対応について

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

| NO | 区分 | 章         | 意見の内容  | 対応案   |
|----|----|-----------|--|---|
| 11 | A  | 第10条、第11条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「転倒し、又は落下する」の「し」は不要ではないか。</li> <li>・屋内における家具等や屋外工作物等の「転倒し、又は落下することにより」は接続語が「又は」となっているが、転倒して落下するものもあるため、この接続詞は、不適切と思う。</li> </ul> | <p>※ 「又は」は、前後の品詞を合わす際に使用するもので、「転倒する」「落下する」は両方動詞のため、「し、又は」と表現していたが、ロッキングや横からの圧迫などの転倒、落下が同時に発生し、また、これら以外の被害の出方もあると考えられるため、次のとおり修正したい。</p> <p>第10条第1項<br/>「家具、電気製品等の転倒し、又は落下する危険がある物の配置の見直し、転倒等の防止」を「家具、電気製品等の転倒、落下等の危険がある物の配置の見直し、転倒、落下等の防止」に修正</p> <p>第11条第1項<br/>「地震発生時に転倒し、又は落下することにより歩行者等に危害を及ぼしたり」を「地震発生時の転倒、落下等により歩行者等に危害を及ぼしたり」に修正</p> |
| 12 | A  | 第12条第1項   | 建築物については倒壊というのとはわかるが、宅地については倒壊と言わないので、つながりに違和感がある。   | この条における宅地は、被災宅地応急危険度判定の対象となる擁壁、のり面等が含まれており、被災宅地の応急危険度判定の際に利用される「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会作成）にも「擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの」と記載されているとおり、倒壊という言葉を使用するためこのままの表現としたい。   |
| 13 | B  | 第13条      | 第13条の見出しで「公共土木施設の地震の揺れ等による被害の軽減等」とあるが、軽減「等」とは、その他に何を含んでいるのか不明であるため、等を削除してはどうか。   | ※ 軽減「等」には、「機能の確保」を含む考えだったが、被害の軽減と機能の確保は表裏一体といえるため、第13条の見出しから、「等」を削り、（公共土木施設の地震の揺れ等による被害の軽減）と修正したい。  |
| 14 | A  | 第14条第1項   | 使用を原則禁止する自動車の特定部分が長い場合、「原則」の位置をかえてはどうか。  | ※ 「原則道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車を使わず」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車を原則使わず」に修正したい。  |
| 15 | A  | 第15条第1項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村が作成する市町村津波避難計画と内容の整合性をとりつつ」については、「と内容の」は別に必要ないのではないか。</li> <li>・「市町村」が作成するは「市町村長」が作成するではないか。</li> </ul>                      | ※ 「市町村長が作成する市町村津波避難計画と整合性をとりつつ」に修正したい。  |
| 16 | A  | 第15条第2項   | 「自らが津波から避難する際の問題に向き合い」は、表現をもっと具体化してはどうか。例えば「避難する際に生ずる課題を考慮し」の方がいいのではないか。   | ※ 「自らが津波から避難する際の問題に向き合い」を「自らが津波から避難する際の課題に目を向け」と修正したい。  |

## 条例案に対する意見等への対応について

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

| NO | 区分 | 章                  | 意見の内容   | 対応案  |
|----|----|--------------------|---|--|
| 17 | B  | 第19条<br>第1項<br>第2号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「維持管理体制の整備をすること」とあるが、維持管理は日常的な整備・点検の意味合いになり、少しニュアンスが違うので不要ではないか。</li> <li>・河川の陸こうには、閉めた場合、主要交通を遮断するものもあるため、すべての陸こうを閉鎖するかのように受け取られないよう、表現を見直す必要があるのではないか。</li> </ul>   | <p>※ 津波の浸入を防ぐため、主要交通を遮断してまで、陸こうを閉鎖する意味でないので、維持管理体制の表現と併せて次のとおり修正したい。</p> <p>「（２）陸こう（閉鎖することにより主要交通を妨げるおそれのあるものを除きます。第２項において同じです。）を常時閉鎖したり、又は水門扉を支障のない高さまで降ろしたりするなどの津波の浸入を防ぐための措置をとること。」と修正したい。</p>  |
| 18 | B  | 第19条<br>第3項        | <p>「漂流物の発生対策」とは「発生防止の対策」と受け取れるが現実的でないため、「津波発生の際に漂流物から逃れるための対策」といった表現に改めてはどうか。</p>   | <p>※ 「漂流物の発生対策」とは、まさしく「発生防止の対策」を意味している。が、「漂流物による被害を防止するため」という目的が記載されているため、「漂流物対策の推進に努めます。」と県民にわかりやすい表現に修正したい。</p> <p>なお、漂流物の発生防止対策としては、須崎市にある木材団地では、木材の流出を防止する対策が実施されている例もあり、また、須崎市では「津波防災・漂流物対策専門委員会」において、更なる対策の強化を検討している。</p>  |
| 19 | A  | 第20条<br>第1項        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁の防災マニュアルでは、無理してコンロの火を消しに行くと調理器具が落ちてきてやけどなどをしたりするので、揺れが収まるまで待つことを啓発しているが、条例第20条では、地震が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止などを求めているので、適切でないのではないか。</li> <li>・また、地震の揺れの際の行動は、第8条に規定されているため、第20条の火災の発生や延焼の防止の措置の規定との関係が分かりにくい。</li> </ul> | <p>※ 第20条第1項については、地震の揺れが収まった後の行動や対応に関して規定することとし、「地震が発生したときは、」を「地震の揺れが収まった後は」に修正したい。</p>  |
| 20 | B  | 第22条<br>第1項        | <p>条例案の第5章が「土砂災害等」であるため、6号を3号に移動することによって、土砂災害と他の災害を区分してはどうか。</p>  | <p>※ 意見を踏まえ、第1項各号を次のとおりとしたい。</p> <p>（１）がけ崩れ、地すべり及び土石流（河道閉そく部の決壊によるものを含む。）の土砂災害<br/> （２）河道閉そくによる上流の地域の水没<br/> （３）土砂災害の前兆現象と思われる河川の濁り、河川への流木の混在、河川の水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、沢又はわき水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等<br/> （４）地盤沈下による水害<br/> （５）堤防又はため池の亀裂、決壊等による水害<br/> （６）液状化等による建築物又は土木構造物の倒壊等</p> |

## 条例案に対する意見等への対応について

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

| NO | 区分 | 章    | 意見の内容   | 対応案  |
|----|----|------|---|--|
| 21 | A  | 第23条 | <p>第23条の危険物については、大気、土壌、水質汚濁の環境汚染の危険のあるものも入れておくべき。災害時危険なもの、環境に対して危険なものは同等なので、事業者に地震発生後巡視、点検等が必要なことを印象づけて、住民周知等もしてもらわなければならないと思う。</p>   | <p>※ 「大気物汚染防止法」や「水質汚濁防止法」などの環境に関する法律では、人の健康の被害と生活環境への影響を防ぐ観点から、事故時の措置などが規定がされているが、第23条の危険物等には、環境面よりも、直ちに、人の生命及び身体に重大な影響を与えるおそれのある危険物又は有害物質に係る法令を例示として規定することとしたい。併せて、「農業取締法（昭和23年法律第82号）第12条の2に規定する水質汚濁性農薬」については、同様の趣旨から、危険物等の例示から削除したい。</p>  |
| 22 | B  | 第37条 | <p>災害時要援護者側からの情報提供を義務づけているが、規定するのであれば、情報が漏出した場合の担保が必要。個人情報保護条例では、個人情報を保護する仕組みとして、個人情報の不適正な取扱いに対する指導や苦情相談の処理などが規定されているが、これは、個人には、適用されないため、個人情報保護条例の適用が及ぶ範囲の者に情報を提供するように規定すべきではないか。</p> | <p>※ 災害時要援護者側からの情報提供を努力義務とした場合、近隣住民などの漏出行為には、個人情報保護条例が適用されないし、また、個人的な信頼関係がある場合は別にして、現実には、支援者からの支援の申し出などがなければ、支援に必要な情報を提供することはないと思われるので、支援者側が行う災害時要援護者の把握や災害時要援護者支援の活動を容易にする観点から規定することとし、次のとおり修正したい。</p> <p>「2 災害時要援護者又はその家族は、支援者が行う災害時要援護者の把握及び災害時要援護者支援の活動を容易にするため、日頃から地域の防災活動等への自主的な参加等を通じて、支援者との意見交換及び支援方法の調整を行うよう努めるものとします。」</p> |
| 23 | A  | 第38条 | <p>「手引き」はおかしくないか。「手引き書」では。</p>  | <p>※ ご指摘のとおり修正したい。</p>   |